

全建事発第8号
平成23年4月7日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

社団法人 全国建設業協会
専務理事 押田 彰
〔公印省略〕

建設業者の合併、譲渡、会社分割に係る建設業法上の事務取扱いの一部改正について

拝啓 平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、標記については、国土交通省において、建設業者の「合併」、「譲渡」、「会社分割」を実施するにあたり、建設業法上の事務取扱いの円滑化と統一を図る観点から、平成20年3月に細目及び留意事項について取りまとめたところです。

この度、同省では、平成22年10月に経営事項審査の項目及び基準が改正されたことから一部改正を行いました。

また、同様にグループ会社を一つの企業集団として審査する、いわゆる「グループ経審」に関する経営事項審査の取扱いについても一部改正されました。

つきましては、当会宛てに別添の通知がありましたので、お知らせいたします。ご参考までに改正前の文書を添付いたします。

敬具

【別添】

別添1：建設業者の合併に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」の一部改正について(平成23年3月31日 国総建第331号)

別添2：「建設業者の譲渡に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」の一部改正について(平成23年3月31日 国総建第332号)

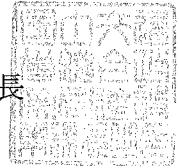
別添3：「建設業者の会社分割に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」の一部改正について(平成23年3月31日 国総建第333号)

別添4：「国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査の取扱いについて」の一部改正について(平成23年3月31日 国総建第334号)

国総建第331号
平成23年3月31日

(社) 全国建設業協会長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長



「建設業者の合併に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」
の一部改正について

今般、経営事項審査の審査基準について、ペーパーカンパニー対策など評価の適正化の観点、現下の社会経済情勢を踏まえた多様なニーズへの対応の観点から所要の改正を行うため、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成22年10月15日国土交通省令第51号）が制定されるとともに、平成22年10月15日付け国土交通省告示第1175号をもって、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第3項に定める経営事項審査の項目及び基準が改正されたところであるが、これらを踏まえ、「建設業者の合併に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」（平成20年3月10日国総建第309号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、通知する。

記

「建設業者の合併に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」（平成20年3月10日国総建第309号）の一部を次のように改正する。

- 別紙第二の二の(1)の②を次のように改める。

② 技術職員数

技術職員数については、一(2)による審査基準日における状況に基づき申請させ、これにより審査する。ただし、恒常的な雇用関係の有無については、消滅会社における雇用関係も含めて審査する。

- 別紙第二の二の(1)の④を次のように改める。

④ 建設業の営業継続の状況

建設業の営業年数については、存続会社の建設業の営業年数とする。

- 別紙第二の二の(2)の②を次のように改める。

② 技術職員数

技術職員数については、設立時における状況に基づき申請させ、これにより

審査する。ただし、恒常的な雇用関係の有無については、消滅会社における雇用関係も含めて審査する。

- 別紙第二の二の(2)の④を次のように改める。

④ 建設業の営業継続の状況

建設業の営業年数については、消滅会社の建設業の営業年数の算術平均により得た値によるものとする。ただし、消滅会社が平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、一(2)による審査基準日以前に再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合には、当該消滅会社の建設業の営業年数は0年として取り扱う。

- 別紙第二の二の(3)の②を次のように改める。

② 技術職員数

合併後最初の事業年度終了の日を審査基準日とする経営事項審査(以下「合併後経審」という。)を受けるに当たって、技術職員数は合併後最初の事業年度終了の日における状況に基づき申請させ、これにより審査する。ただし、恒常的な雇用関係の有無については、消滅会社における雇用関係も含めて審査する。

- 別紙第二の二の(3)の④を次のように改める。

④ 建設業の営業継続の状況

新設会社の建設業の営業年数については、消滅会社の建設業の営業年数の算術平均により得た値に新設会社の営業年数を加えたものとする。ただし、消滅会社が平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、一(2)による審査基準日以前に再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合には、当該消滅会社の建設業の営業年数は0年として取り扱う。

附 則

この通知は、平成23年4月1日から適用する。

国総建第332号
平成23年3月31日

(社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長

「建設業者の譲渡に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」
の一部改正について

今般、経営事項審査の審査基準について、ペーパーカンパニー対策など評価の適正化の観点、現下の社会経済情勢を踏まえた多様なニーズへの対応の観点から所要の改正を行うため、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成22年10月15日国土交通省令第51号）が制定されるとともに、平成22年10月15日付け国土交通省告示第1175号をもって、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第3項に定める経営事項審査の項目及び基準が改正されたところであるが、これらを踏まえるとともに、運用の明確化を図るため、「建設業者の譲渡に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」（平成20年3月10日国総建第311号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、通知する。

記

「建設業者の譲渡に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」（平成20年3月10日国総建第311号）の一部を次のように改正する。

- 別紙第二の二を次のように改める。

二 審査項目の細目

一(1)の譲渡人に対する企業評価の全部又は一部を譲受人に承継させるべきであると考えられるときには、譲渡人及び譲受人に係る年間平均完工事高、年間平均元請完工事高、自己資本額、利払前税引前償却前利益の額、経営状況、研究開発費の額、建設業の営業継続の状況、法令遵守の状況及び監査の受審状況の各審査項目については、譲受人が新たに設立される法人の場合は、「建設業者の合併に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」（平成20年3月10日国総建第309号）別紙第二、二(2)の新設合併の場合における合併時経審の各審査項目の審査方法の取扱いに準拠して算定し、譲受人が新たに設立される法人以外の場合は、同別紙第二、二(1)の吸収合併の場合における合併時経審の各審査項目の審査方法の取扱いに準拠して算定する。

附 則

この通知は、平成23年4月1日から適用する。

国総建第333号
平成23年3月31日

(社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長

「建設業者の会社分割に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」
の一部改正について

今般、経営事項審査の審査基準について、ペーパーカンパニー対策など評価の適正化の観点、現下の社会経済情勢を踏まえた多様なニーズへの対応の観点から所要の改正を行うため、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成22年10月15日国土交通省令第51号）が制定されるとともに、平成22年10月15日付け国土交通省告示第1175号をもって、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第3項に定める経営事項審査の項目及び基準が改正されたところであるが、これらを踏まえ、「建設業者の会社分割に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」（平成20年3月10日国総建第313号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、通知する。

記

「建設業者の会社分割に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」（平成20年3月10日国総建第313号）の一部を次のように改正する。

○ 別紙第二の二の(1)の②を次のように改める。

② 建設業の営業継続の状況

建設業の営業年数については、分割会社の分割前の建設業の営業年数（分割会社が複数ある場合については、全ての分割会社の分割前の営業年数の算術平均により得た値）とする。ただし、分割会社が平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、一(2)による審査基準日以前に再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合には、当該分割会社の建設業の営業年数は0年として取り扱う。

○ 別紙第二の二の(2)の②を次のように改める。

② 技術職員数

分割会社及び新設会社のそれぞれの技術職員数については、一(2)による審査基準日におけるそれぞれの状況に基づき申請させ、これにより審査する。ただし、新設会社における恒常的な雇用関係の有無については、分割会社における雇用関係も含めて審査する。

- 別紙第二の二の(2)の⑤を次のように改める。

⑤ 建設業の営業継続の状況

分割会社の建設業の営業年数については、分割会社の分割前の営業年数とする。

新設会社の建設業の営業年数については、分割会社の分割前の営業年数(分割会社が複数ある場合については、全ての分割会社の分割前の営業年数の算術平均により得た値)とする。ただし、分割会社が平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、一(2)による審査基準日以前に再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合には、当該分割会社の建設業の営業年数は0年として取り扱う。

- 別紙第二の二の(3)の②を次のように改める。

② 技術職員数

分割後最初の事業年度終了の日を審査基準日とする経営事項審査(以下「分割後経審」という。)を受けるに当たって、技術職員数は分割後最初の事業年度終了の日における状況に基づき申請させ、これにより審査する。ただし、恒常的な雇用関係の有無については、分割会社における雇用関係も含めて審査する。

- 別紙第二の二の(3)の④を次のように改める。

④ 建設業の営業継続の状況

承継会社の建設業の営業年数については、譲渡時経審通知第二、二における譲渡時経審の審査方法の取扱に準拠して算定する。ただし、新規承継会社の建設業の営業年数については、分割会社の分割前の営業年数(分割会社が複数ある場合については、全ての分割会社の分割前の営業年数の算術平均により得た値)に新規承継会社の営業年数を加えたものとする。また、分割会社が平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、一(2)による審査基準日以前に再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合には、当該分割会社の建設業の営業年数は0年として取り扱う。

新設会社の建設業の営業年数については、分割会社の分割前の営業年数(分割会社が複数ある場合については、全ての分割会社の分割前の営業年数の算術平均により得た値)に新設会社の営業年数を加えたものとする。ただし、分割会社が平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、一(2)による審査基準日以前に再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合には、当該分割会社の建設業の営業年数は0年として取り扱う。

附 則

この通知は、平成23年4月1日から適用する。

国総建第334号
平成23年3月31日

(社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長



「国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査の取扱いについて」の一部改正について

今般、経営事項審査の審査基準について、ペーパーカンパニー対策など評価の適正化の観点、現下の社会経済情勢を踏まえた多様なニーズへの対応の観点から所要の改正を行うため、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成22年10月15日国土交通省令第51号）が制定されるとともに、平成22年10月15日付け国土交通省告示第1175号をもって、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第3項に定める経営事項審査の項目及び基準が改正されたところであるが、これらを踏まえ、「国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査の取扱いについて」（平成20年3月10日国総建第317号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、通知する。

記

「国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査の取扱いについて」（平成20年3月10日国総建第317号）の一部を次のように改正する。

○ 別表を次のように改める。

別 表

経営事項審査の項目各項目の数値等の算定方法

経営事項審査の審査項目	各項目の数値等の算定方法
X1 建設工事の種類別完成工事高	<p>企業集団に属する全ての会社の建設工事の種類別年間平均完成工事高を合算し、算定する。</p> <p>ただし、企業集団に属する建設業者相互間における建設工事の完成工事高は相殺消去しなければならない。相殺消去の方法は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。なお、金融庁組織令（平成10年政令第392号）第24条に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。</p>

X2	自己資本の額	<p>企業集団に属する全ての会社の自己資本の額を合算し、算定する。</p> <p>ただし、企業集団に属する親会社の子会社に対する投資とこれに対応する子会社の資本及び企業集団に属する子会社相互間の投資とこれに対応する資本は、相殺消去しなければならない。相殺消去の方法は、完成工事高に準ずる。</p>
	利払前税引前償却前利益の額	企業集団に属する全ての会社の利払前税引前償却前利益の額を合算し、算定する。
Y	経営状況	<p>企業集団に属する親会社の連結財務諸表により算定するが、連結財務諸表の各勘定科目的数値を認定することによって、経営状況の項目の数値を認定したものとみなす。</p> <p>なお、連結財務諸表原則に基づき連結財務諸表を作成する際の連結の範囲と、グループ経審における企業集団の範囲は必ずしも一致しないことに留意する。</p>
Z	技術職員数	企業集団に属する全ての会社の建設業の種類別の技術職員の数を合算し、算定する。
	建設工事の種類別元請完成工事高	<p>企業集団に属する全ての会社の建設工事の種類別年間平均元請完成工事高を合算し、算定する。</p> <p>ただし、企業集団に属する建設業者相互間における建設工事の完成工事高は相殺消去しなければならない。相殺消去の方法は完成工事高に準じる。</p>
W	労働福祉の状況	原則として、企業集団に属する全ての会社が加入又は導入している場合にのみ、加入又は導入しているものとして認める。
	建設業の営業年数	原則として、親会社の営業年数とする。
	民事再生法又は会社更生法の適用の有無	原則として、企業集団に属する全ての会社の民事再生法又は会社更生法の適用の有無を、審査する。
	防災協定締結の有無	原則として、企業集団に属する全ての会社が締結している場合にのみ、締結しているものとして認める。
	法令遵守の状況	原則として、企業集団に属する全ての会社の法令遵守の状況を、審査する。
	監査の受審状況	原則として、親会社の監査の受審状況とする。
	公認会計士等数	企業集団に属する全ての会社の公認会計士等の数を合算し、算定する。
	研究開発費	企業集団に属する全ての会社の研究開発費の額を合算し、算定する。
	建設機械の保有状況	企業集団に属する全ての会社の建設機械の保有台数を合算し、算定する。
	国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	原則として、企業集団に属する全ての会社が登録を受けている場合にのみ、登録しているものとして認める。

○ 別紙2を次のように改める。

別紙2

平成〇〇年〇〇月〇〇日

商号

代表者

様

企業集団及び企業集団についての数値等認定書

国土交通大臣 〇〇 〇〇

平成20年国土交通省告示第85号附則四の規定に基づき、企業集団及び企業集団としての数値等を、下記のとおり認定する。

記

1. 企業集団

商号	代表者	所在	許可番号	許可を受けている建設業の種類	備考
A社	〇〇 △△	東京都千代田区	0000000	土・建・管	親会社
B社					
C社					
D社					

2. グループ経審を申請する建設業の種類

土木工事業

管工事業

注 同一の企業集団に属する他の建設業者が、同一の建設業の種類についてグループ経審を申請する場合、代表建設業者として経営事項審査が申請される予定の建設業については、その旨を明記すること。

3. 企業集団についての経営事項審査の項目の数値等

① 工事種類別年間平均完成工事高

土木一式工事	〇, 〇〇〇百万円
管工事	〇, 〇〇〇百万円
その他工事	〇, 〇〇〇百万円
合計	〇〇, 〇〇〇百万円

② 自己資本額

〇〇〇百万円

③ 利払前税引前償却前利益の額

〇〇〇百万円

④ 経営状況別紙連結財務諸表のとおり

⑤ 技術職員数

土木一式工事	1級監理受講者の数	〇〇人
	1級技術者の数	〇〇人
	基幹技能者の数	〇〇人
	2級技術者の数	〇〇人
	その他技術職員の数	〇〇人
管工事	1級監理受講者の数	〇〇人

	1級技術者の数	○○人
	基幹技能者の数	○○人
	2級技術者の数	○○人
	その他技術職員の数	○○人
⑥	工事種類別年間平均元請完成工事高	
	土木一式工事	○, ○○○百万円
	管工事	○, ○○○百万円
	その他工事	○, ○○○百万円
	合計	○○, ○○○百万円
⑦	労働福祉の状況	
	雇用保険加入の有無	
	健康保険及び厚生年金保険加入の有無	
	建設業退職金共済制度加入の有無	
	退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	
	法定外労働災害補償制度加入の有無	
⑧	建設業の営業継続の状況	
	営業年数	○○年
	民事再生法又は会社更生法の適用の有無	
⑨	防災協定締結の有無	
⑩	法令遵守の状況	
	営業停止処分の有無	
	指示処分の有無	
⑪	監査の受審状況	
⑫	公認会計士等の数	
	公認会計士等の数	○○人
	2級登録経理試験合格者の数	○○人
⑬	研究開発費の額	○○○百万円
⑭	建設機械の所有及びリース台数	○○台
⑮	国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	
	ISO 9001の登録の有無	
	ISO 14001の登録の有無	

附 則

この通知は、平成23年4月1日から適用する。